

大阪をたがやそう特区

都道府県名：

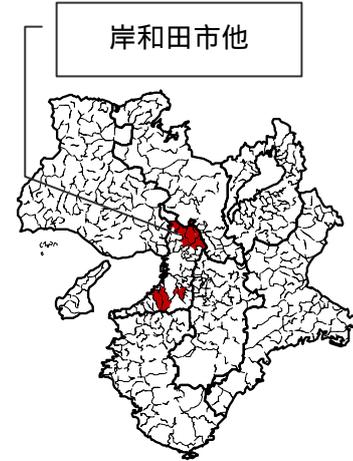
大阪府

申請主体名：

大阪府、岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市、大阪狭山市、島本町、豊能町

区域の範囲：

岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市及び大阪狭山市並びに大阪府三島郡島本町及び豊能郡豊能町の全域



特区の概要：

大阪の農業は担い手の高齢化、後継者不足などの課題がある一方で、農業に参画したいという府民ニーズが高まっている。このような中、農業関係者と府民、行政、関係団体が協働・連携し、府民による農業や自然資源の保全活動への参画を促進することが重要になっている。そのため、特定農地の貸付や下限面積要件の緩和措置を講じることにより、区域内の農業振興はもとより、都市住民や高齢者の生きがい・余暇活用の推進を目指す。

適用される規制の特例措置：

- ・市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・農地取得後の農地下限面積要件の緩和



都市住民も農業参画



市民農園で農作業